

## 大飯原発4号機再稼働に抗議する弁護士声明

2018年5月10日

大飯原発福井訴訟弁護士団長 島田 広

関西電力は、昨日、大飯原発4号機を再稼働しました。同原発3、4号機については、2014年5月21日、福井地方裁判所が運転差止の判決を下しました。同判決は確定してはいないとはいえ、裁判所が具体的危険性があると判断して判決で運転を差し止めた原発が、同判決に対する控訴審の判断も示されていないにもかかわらず、再稼働されることは、司法判断の軽視といわざるを得ません。

控訴審において、原子力規制委員会前委員長代理島崎邦彦氏は同原発の基準地震動が大幅な過小評価になっていること、複数の地盤調査の専門家は大飯原発の地盤は関西電力の想定より地震に弱いことを、それぞれ明らかにしています。

さらに、今年3月28日に開かれた原子力規制委員会においては、原子力規制庁までが、大山火山に由来する火山灰層の厚さについて、関西電力の10cmという評価は過小評価であり、山元孝広氏が論文で述べる30cmに近い見解を示しました。

原発の基準地震動と地盤、あるいは火山灰という安全性の根幹において、関西電力の耐震設計が誤りであることが専門家、さらには原子力規制庁からも指摘されているのに、関西電力は、これらの指摘をすべて無視して再稼働に踏み切ったのであり、同原発が「想定外」の大地震に見舞われて深刻な災害をもたらす恐れは否定できません。最近では、広島高裁が火山噴火の危険を直視して伊方原発の差止を認める仮処分決定を出しており、この決定の火山灰についての指摘は大飯原発にもあてはまります。

関西電力も、規制委員会も、安全性を無視して遮二無二再稼働にひた走る中で、住民の基本的な人権を守るべき司法の責任は、ますます重大になっています。

当弁護士団は、司法を軽視し、安全性を無視し、短期的にはともかく長期的には関西電力の利益にすらならない不当な再稼働に強く抗議し、ただちに大飯原発3・4号機の運転を停止するよう求めるとともに、引き続き、裁判所において大飯原発の危険性について審理を尽くすよう、弁論再開を求めてたたかい続けます。

以 上